

倶楽部たより

2021年1月

つるま法律倶楽部

謹
賀
新
年



書 長東 美秀さん「やわらかなころ」
絵 kenichiro さん

昨年は世界中が新型コロナに翻弄され、生活様式全般に急激な変化を余儀なくされました。政府のコロナ対策に科学的根拠はなく、迷走し、新たな差別、不平等、格差の拡大を生み出しました。特に突然の休校要請により犠牲になった子供たちの涙は心に深く刻まれました。

悪夢の安倍政権に終止符が打たれました。この7年半で、民主主義をはじめ、多くの普遍的なものが壊されました。表現の自由、報道の自由も危機的状況です。世界報道自由度ランキング（2002年～）では、民主党政権時代の10、20位台から自民政権になり、50～70位台に急落しました。2016、2019年に、世界の表現の自由を監視する国連の特別報告者は日本のメディアの独立性に懸念を示し、勧告を出しましたが、日本政府は、的外れな反論をして勧告を無視しました。同じ頃ニューヨークタイムズは、「日本は独裁政権のようだ」と報じ、同紙記者は日本のメディアにも「政権に吠えない犬」と苦言を呈しています。メディアが政権に忖度し、都合の悪い報道がしにくくなり、世界から問題視される事象も国民には問題と映らなくなりました。

国際的には、核兵器禁止条約の批准国、地域が50に達し、条約は今年1月から発効される、という明るいニュースがありました。しかし、日本は唯一の被爆国で先頭に立つべきでありながら、ここでも米国に追従して条約にも参加していません。世界も驚く依存ぶりです。

菅首相は政策理念として、自助、共助、公助を掲げました。ますます将来に不安が募る中、私たちも何かしなければと、権利擁護法人を立ち上げました（8頁参照）。本来、子ども食堂や権利擁護団体などの活動は民間のやることではありません。そもそもこのような状況を作ったのは国、政府です。活動を通じ運動して今の状況や制度、公助の在り方を変える端緒にしたいと思います。

つるま法律倶楽部世話人 仲野 丘人

「新型コロナ」には正しく恐れる4

医師 中川 武夫

1回で終わりのつもりが、またまた、原稿の依頼が来てしまいました。何ということでしょうか。世界では、広範に第2波が起き、感染者総数は7000万人を超え、死者も160万人を超えた。日本でも感染者は15万人を、死者も2000人を超えてしまった。

危惧した秋から冬より早く第2波が来て、収束しないままにGoToに東京が加えられたころから1、2波より大きな第3波が来ている。深刻なのは、医療崩壊が始まりつつあることである。重症者は感染者に遅れて増加するのに、医療関係者の警告にもかかわらず、まだ重症者が多くないと十分な対策をせず、自ら始めたからとGoToの見直しに消極的な菅首相の責任は重い。世論調査で支持率が急落するや、突然停止を表明、現場に混乱をもたらした。未だにPCR検査数も世界の中では大きく遅れ世界で150番目程度と言われている。新型コロナは、他のコロナウイルス感染症と異なり、症状が出る前に他人へ感染させる。従って、感染集中地域での広範な検査実施が不可欠である。

医療機関などへの減収補填は拒否しながら、コロナベッドを増やすよう求めている。コロナを受け入れた病院は特に減収がひどく、赤字も多い。多くの病院では、ボーナスカットと伝聞く。それでも、医療者は使命感から懸命に頑張っているが、これでいいのであろうか。感染のリスクを抱え、いわれなき差別を受けながら、休みも取れない。緊急事態を宣言しても、それによる生活への補償は極めて不十分、これが「自助」なのだろう。

ワクチン開発が進み、90%以上の効果がある、との報道で、コロナもこれで収束するかのように思われるかもしれないが、私はそれほど甘くないと思う。今回開発されているワクチンは、従来タイプとは異なっており、安全性については未知数の部分があり、効果の持続期間についてもまだ不明である。

コロナは当分収束はしないと考えるを得ない。まだ特効薬もできていない。今必要なことは、感染リスクをできるだけ避けた日常生活を確立することと、エッセンシャルワーカーへのいわれなき差別を絶対しないこと、国や自治体は言うだけでなく、経済的に大変な人に対する具体的な支援である。

2020年12月16日

『最近の相談から』

Q1ーお金に困った姉が私たちのマンションを勝手に売ってしまいそうです。止める方法はありませんか。

A1ーはっきりしない点がありますから、今すぐマンションの登記の状態を確認してみます…亡くなったお父さんの名義のままです。マンションを売却する前提として、まずお父さんの相続人全員が遺産分割協議をしなければなりません。お父さんの所有名義を書き換えた後に、所有者となった方（あなたが権利を取得すればあなた）が売却することになります。いずれの手続きにも印鑑証明書が求められます。印鑑証明書はご本人しか発行してもらえません。そうするとお姉さんがいますぐマンションを勝手に売ってしまうことは、文書偽造等の犯罪

を犯さない限り不可能です（お姉さんはそこまでしないでしょう）。ひとまずご安心下さい。

Q2ー友人からネットワークビジネスに勧誘されました。簡単に稼げるとのことですが、本当でしょうか。

A2ー簡単に稼げるなどという「うまい話」は存在しません。表向きは真つ当なビジネスのように装っていても、違法なマルチまがい商法が横行しています。高額な商品を買わせるだけでなく、友人・知人を勧誘して会員を増やすよう強いられます。あなたが加害者になることもあるのです。実態や仕組みが分からない儲け話にはくれぐれも注意しましょう。

最近の事件・本から

弁護士 石塚 徹

1 最近の事件から — 傷害事件

ある姉妹から、電話がかかってきて「傷害の疑いで警察に呼ばれて厳しい取調べを受けた。助けてほしい」と言われたので、すぐ事務所に来てもらった。姉妹は老人ホームで介護福祉士として働いていて、利用者（88歳の女性）が怪我をしたが、その怪我を負わせた疑いをかけられた、ということだった。姉妹は、身に覚えがないと言うが、「警察の取調べが厳しくて、どうして良いか分からない」と困り切った様子だった。被害者本人は認知症で話ができず、目撃者もいないし客観的な証拠もないので、私はこのままだと冤罪がでっち上げられると判断して、すぐ弁護士となり警察に掛け合いに行った。警察は、事件当日の勤務表と医師の診断書からして、姉妹以外に犯人はいないと言う。そこで、姉妹の自白さえ取られなければ冤罪は防ぐことができると判断し、姉妹には、「取調べに間違ったことを記載されないように細心の注意を払い、少しでも納得できなければ訂正を求め、訂正してくれないときは署名を拒否するように」と言い、困ったときや迷ったときは、すぐ私のところに相談に来るようにと取調べの際、廊下で待機することにした。取調べ刑事には、姉妹が求めたら私のところに來させることを要求して了解を得た。取調べは何度も行われたが、姉妹は頑張り通して間違った調書は取られずに済んだ。私は、取調べの違法や捜査方針の間違いを指摘して、2度、警察署長に内容証明郵便で抗議した。そうするうちに、真の加害者が判明し、姉妹の疑いは晴れ不起訴となった。

姉妹が取調べの苛烈さに負けていれば、どうなっていたか分からない恐ろしさを感じる。

2 最近読んだ本から

— 「民衆暴力」藤野裕子著 中公新書

この本には、「一揆・暴動・虐殺の日本近代」という副題がついている。日本近代だから、明治以降の歴史を扱っている。その前段として近世の江戸時代も少し扱っていて興味深いがここでは省略する。

本は、日本近代のうちから、明治維新直後の新政反対一揆、1884年の秩父事件、1905年の日比谷焼き討ち事件、1923年の関東大震災時の朝鮮人虐殺の4つを扱っている。

近代国家は、暴力の正当性を独占するという特徴をもつ。軍隊・警察に代表されるように、国家によって暴力装置（暴力を発動する機関）が組織化・制度化され、そのほかの主体が行使する暴力は国家が承認しない限り、正当性がないと見なされる。

しかし、権力の圧政に反発・反対し民衆は暴力をもって立ち上がる。それらが、明治維新直後の新政に対して向けられたり、生活に困窮した秩父困民党と呼ばれる秩父の農民たちが、借金の10年据え置きと40年賦返済や減税などを求めて蜂起し、高利貸への放火や証書の焼却をし、郡役所・裁判所・警察署などを襲撃したり、日露戦争後に厭戦気分が高揚し日比谷焼き討ちという大きな暴動となったりした。これらは、権力に対する民衆の暴力といえる。

だが、明治4年の賤民廃止令に反対した騒擾^{せうじょう}は、未解放部落の人々を襲い多大な被害をもたらし、また、関東大震災の際の朝鮮人虐殺も正確な数は不明だが多くの被害者を生んだ。これらは権力ではなく、同じ民衆に向けられた暴力だった。なぜ、民衆はこのような暴力に及んだのか。これらは、民衆の中に潜む「差別」が生み出したといえる。「差別」は権力の支配に利用され、民衆は、自分とは違うと思われる者を「差別」することによっ

て自分の存在をキープする。

私たちは、歴史の事実を見つめ、理性と知性によって現実に立ち向かうべきだといえる。著者は、最後に「権力を乗り越えようとする民衆

の力がどのように発揮され、同時にどのような存在を切り捨てていたのかをしっかりと見据えること」と結んでいる。

【事件報告】

懲戒解雇無効、教授としての地位確認判決 梅村学園中京大学懲戒解雇事件

2020年10月26日、中京大学懲戒解雇事件の判決が名古屋地方裁判所でありました。中京大学を運営する学校法人梅村学園に対して、同大学を解雇された教授が解雇の無効を訴えて教授としての労働契約上の地位の確認等を求めた事件です。結果は、教授の勝訴。3つの法律事務所から5人の弁護士で弁護団を結成し、当事務所からは小島、安井、廣田が教授の代理人となりました。提訴から約4年かかっていた判決でした。

教授の解雇理由となったのは、①韓国延世大学での1年間の在外研究期間中に必要な手続を怠ってハワイ大学に半年間滞在していたこと、②学生の個人情報が入ったパソコンを紛失したこと、③入試日を欠勤したこと、の3点です。

裁判所は、上記②は懲戒事由にあらず、①と③は懲戒事由にあたるが、違反の程度は職を失わせるに足りるほど深刻ないし重大なものとはいえず、解雇は客観的合理的理由を欠くとして解雇無効を判断しました。

本判決の意義は、解雇が無効とされ、労働契約上の地位の確認がされたことにとどまりません。なりより重要なのは「教授としての」地位が確認されたことです。裁判所は労働契約上地位の確認がされればよいとして、原告が請求に「教授としての」という文言を加えることを当初拒否しました。しかし、単に労働契約上の地位が確認されただけでは、復職後に教授から准教授に降格となったり、事務職など異職種への配置転換をされるおそれがあります。

弁護団は、解雇前の労働条件に戻すため「教授としての」地位の確認にこだわりました。その結果、本判決では単なる労働契約上の地位ではなく、「教授としての」地位が確認されたのです。

学園は判決を不服として高等裁判所へ控訴を行いました。弁護団は、教授が一刻も早く教壇に復帰できるよう、引き続き尽力してまいります。(担当弁護士 森弘典、水谷実、小島高志、安井一大、廣田真紀)

文責 弁護士 廣田 真紀

朝 日 新 聞

2020年(令和2年)10月27日(火)

「懲戒解雇は無効」
中京大元教授 勝訴
名古屋地裁

外国の大学で研究期間中に無断でハワイに滞在したことなどを理由に懲戒解雇されたのは無効とし、中京大学(名古屋市中区)の元教授(58)が大学を運営する学校法人梅村学園を相手取り、教授としての地位確認と不払いの給与などの支払いを求めた訴訟の判決が26日、名古屋地裁であった。井上泰人裁判長は懲戒解雇を無効とし、約5370万円の支払いを学園に命じた。

判決によると、元教授は韓国の延世大学で在外研究をしていて2019年9月〜14年2月、中京大元教授に無断でハワイの研究機関で研究に従事。16年2月には同大の入試を欠勤し、同年7月に懲戒解雇された。井上裁判長は、無断でハワイで研究活動をしたのは規律違反だと認め、一方で、中京大学の研究員規定の趣旨には反しておらず、損害も与えていないと指摘。入試を欠勤したことも、実生活上の不都合はなく、「違反の程度は職を失わせるに足りるほど深刻で重大ではない」と判断した。「元教授は判決後、4年以上、教育と研究の場から離れていた。早く戻りたい」と話した。(大野啓香)

【事件報告】

労委命令不履行 過料制裁 名古屋自由学院名古屋芸術大学事件

かねて既報の名古屋自由学院の不当労働行為事件で、愛知県労働委員会は2019年、教職員組合の申し立てを認め、「学院は教職員組合が郵便仕分けボックスを介して組合ニュースを配布するのを妨げてはならない」等の救済命令を発しました（倶楽部たより2019年5月号）。学院はこれに不服を申立て、中央労働委員会で審査が始まりましたが、審査途中で不服申立を取り下げ、上記命令が確定しました。

労働委員会の救済命令は交付されたときに効力を生じ、使用者は直ちにこれに従わなければなりません。ところが学院は、配布された組合ニュースを抜き取ったり、学院の方で配布するとして預託を受けた組合ニュースを配布しないなど、命令に従わず妨害行為を続けました。労働委員会は命令の履行状況を調査し、不履行があれば裁判所に対してこれを通知しなければなりません。この通知に基づき、名古屋地方裁判所は、10月7日、学院に対して過料40万円の納付を命じる決定を下しました。学校法人ともあろうものが労働委員会の命令に従わないこと自体あまりないことですが、過料の命令にまで至ることは非常に異例で、類例

を聞いたことがありません。もちろん当事務所で初めてのことです。10月末、各紙がこれを報じたのは当然でした。

（担当弁護士 石塚徹、森弘典、廣田真紀、小島高志）

文責 弁護士 小島 高志

* 過料は、犯罪に対して課される罰金や科料の制裁ではなく、公法上の義務違反に対して課される制裁で、あやまち料と呼ぶこともあります。

* 名古屋芸術大学の事件報告は、倶楽部たより2018年1月号、2019年8月号にもあります。

毎日新聞 2020年(令和2年)10月31日(土)

←毎日新聞
2020年10月31日

2020年(令和2年)10月31日(土曜日) 読者 登 新 聞

名芸大 救済命令従わず 過料40万円 組合ニュース配布妨害

名古屋自由学院(愛知県北名古屋市)の教職員組合が、名古屋芸術大学(同市)に配布された組合ニュースを抜き取ったり、学院の方で配布するとして預託を受けた組合ニュースを配布しないなど、命令に従わず妨害行為を続けました。労働委員会は命令の履行状況を調査し、不履行があれば裁判所に対してこれを通知しなければなりません。この通知に基づき、名古屋地方裁判所は、10月7日、学院に対して過料40万円の納付を命じる決定を下しました。学校法人ともあろうものが労働委員会の命令に従わないこと自体あまりないことですが、過料の命令にまで至ることは非常に異例で、類例を聞いたことがありません。もちろん当事務所で初めてのことです。10月末、各紙がこれを報じたのは当然でした。

組合報配布妨害で過料 名古屋自由学院側

名古屋自由学院(愛知県北名古屋市)の教職員組合が、名古屋芸術大学(同市)に配布された組合ニュースを抜き取ったり、学院の方で配布するとして預託を受けた組合ニュースを配布しないなど、命令に従わず妨害行為を続けました。労働委員会は命令の履行状況を調査し、不履行があれば裁判所に対してこれを通知しなければなりません。この通知に基づき、名古屋地方裁判所は、10月7日、学院に対して過料40万円の納付を命じる決定を下しました。学校法人ともあろうものが労働委員会の命令に従わないこと自体あまりないことですが、過料の命令にまで至ることは非常に異例で、類例を聞いたことがありません。もちろん当事務所で初めてのことです。10月末、各紙がこれを報じたのは当然でした。

読売新聞 ↑
2020年10月31日

『近況』

弁護士 安井 一大

2020年10月8日に、第1子が誕生しました。妻には苦勞をかけましたが、母子ともに健康で一安心しました。とても嬉しく思っています。

不妊治療の末、運よく誕生してくれたのですが、周りで話をすると、不妊治療をしているという人が意外と多いことに気が付きます。私の家族の場合は不妊治療が成功したからよかったのですが、なかなかうまくいかず何年にもわたって治療を継続する方もいますし、そもそも不妊治療の高額な費用を支払えず子どもを諦めてしまう人もいます。不妊治療を受けやすくすることは、間違いなく少子化問題の対策になると思います。不妊治療の保険適用の議論を早期に進めるべきです。



りた
梨多ちゃん

家族が亡くなった後に必要な手続①

弁護士 廣田 真紀

家族が亡くなった悲しみの中でも、やらなければならない手続や届出はたくさんあります。慣れない手続をする方のために、あるいは自分が亡くなった後に遺された家族がスムーズに手続ができるよう準備をするために、死亡後に必要な手続について確認しておきましょう。第1回目となる本稿は、死亡後すぐに行わなければならない手続についてのお話です。

☆ 死亡後すぐに行わなければならない手続

①死亡診断書又は死体検案書の受取り

(死亡の当日から翌日)

ご家族が病院や自宅で亡くなったときは、死亡を確認した医師から死亡診断書を受け取ります。不慮の事故などにより亡くなったときは、死因特定に必要な手続を経て死体検案書を受け取ります。

②死亡届の提出と埋火葬許可証の受取り

(死亡の事実を知った日から7日以内)

死亡診断書又は死体検案書を持って、市区町村役場に死亡届を提出します。提出先は、a亡くなった方の死亡地、b亡くなった方の本籍地、c届出をする方の所在地のいずれかの市区町村役場です。

名古屋市では死亡届を提出すると埋火葬許可証が発行されます。埋火葬をするときに必要になりますので必ず受け取りましょう。

一般的には、葬儀社が死亡届の提出代行や埋火葬許可証の受取代行をしてくれることが多いようです。

③葬儀・納骨

病院で亡くなった場合は、病院から速やかな搬送が求められますので、葬儀社に連絡し自宅などの安置場所へ搬送の手配を行います。安置が済んだら、葬儀社と通夜や葬儀についての具体的な打合せを行い、日時や斎場、式の内容を決め、友人・知人など関係者に連絡をしましょう。葬儀を終えたら出棺し、火葬、収骨後、遺骨迎え、精進落としを行います。

葬儀費用の全国平均額は約195万円といわれています。もっとも、近年は葬儀の簡素化が進んでおり、数十万円の費用で執り行われることも多いようです。

仏式では、初七日から四十九日あたり、遅くとも一周忌までに納骨を行います。

④健康保険の資格喪失手続

(国民健康保険14日以内、健康保険5日以内)

亡くなった方が自営業者などであった場合は国民健康保険資格喪失届を、75歳以上であった場合は後期高齢者医療資格喪失届を、亡くなった方が住んでいた市区町村役場の窓口へ提出し、併せて健康保険証等を返却します。

会社員であった場合は、健康保険・厚生年金 保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出する必要があります。勤務先の会社が手続を行ってくれることも多いようです。この場合、健康保険証は会社を通じて返却します。

⑤年金の受給停止手続

(国民年金は10日以内、その他は14日以内)

日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合は不要ですが、そうでない場合は年金の受給停止手続が必要です。死亡届、年金証書、死亡診断書等を年金事務所に提出しましょう。手続が遅れたために年金が支払われてしまった場合は、その分を返還しなければなりません。



行事報告【2020】



日帰り古都奈良バスツアー

～大和は国のまほろば 悠久の歴史をきざむ古都を訪ねる旅～

2020年11月14日(土)、コロナ感染予防のため、大型バスの定員の半分25名の参加者でのバスツアーを楽しみました。

以下、参加者の会員さんからの感想、短歌です。



ふるさと奈良県 奈良県バスツアー

2020年11月14日



短歌

倶楽部会員 能登正嗣

- 「花崗岩に彫られし仏像は日を浴びて笑ふものあり永遠の平穏」
- 「散策は浄瑠璃寺へと下り行き彼岸を写す池に至りぬ」
- 「イケメンは広目天が一番と時間千年は一気に近づく」

11月14日(土)、法律倶楽部主催の日帰りバスツアーに参加した。目的地は奈良。大和は国のまほろば、悠久の歴史を刻む古都を訪ねる旅である。少し落ちついたかと思えるコロナ禍のなか、Go To 補助(2千円クーポン付)を活用。参加者は25名。いつもの半数で高齢世代が中心。企画は田中、斎藤両法律倶楽部会員によるもので、田中 亨講師による10数ページに渡る手書き資料と情熱的な解説付き。①岩船寺から浄瑠璃寺に至る当尾(とうの)の里の石佛巡りに始まり、②浄瑠璃寺の伽藍や九体阿弥陀如来像の拝観、③奈良時代に書かれた東大寺山塊四至図の解説(車内)、④東大寺の金剛力士像や講堂後(1~2mの基岩が並ぶ芝生広場)、ミュージアム(奈良時代から伝わる仏像、彫刻)等の見学を行った。お昼は奈良ホテルで茶粥定食と集合写真(時間配分に苦労)。

印象に残ったのは、①の散策路。竹林とやや紅葉が始まった広葉樹林に囲まれた山里(下草はあるので、猪はいるが、鹿はいない)。ゆったり、のんびりして身近にもこんな散歩路があったらと思った。

また、②、④で拝観した国宝級の仏像や四天王像。特に四天王像や金剛力士の彫刻は圧巻で、ひょっとして人の心を本当に動かすのは怒りや戦いへの決意ではないかと想像した。さらに講師解説にあった京都と奈良の違いや奈良学(歩くこと)にも興味が湧いた。

巣ごもり生活のなか、田中講師(仕立ての良い和装にバスケットシューズ)のエネルギッシュな解説(奈良学)に圧倒されつつも、久々に開放感を味わい、楽しい旅となった。次回も奈良という声もあがった。

企画をはじめ、準備、案内などお世話になった方々に感謝します。

法律倶楽部会員 大塚 治子

★今年の春頃に、伝統文化に触れる旅「宇治歴史散歩と文楽鑑賞」という、田中 亨さんの案内での企画が(株)富士ツーリストで予定されています。

<学習交流会 8月25日 名古屋市高齢者就業支援センター>

「新型コロナウイルス」には正しく「恐れる」 医師 中川 武夫先生
「新型コロナウイルスが変える世界」 弁護士 小島 高志



<セミナー 11月19日

名古屋市高齢者就業支援センター>

「時事問題勉強会」 弁護士 小島 高志

「権利擁護支援」 一般社団法人権利擁護結ステーション 理事 立木勝義さん





『一般社団法人 権利擁護 支え合うぴーぷる』 のご案内

2020年12月1日 「一般社団法人権利擁護 支え合う ぴーぷる」が発足しました。

思い起こせば、2013年10月に法律倶楽部会員有志で「昭和区、瑞穂区境界の支え合い事業を考える会」を作り、地域における支え合い事業に何が必要なのかと題して、地域における支え合い事業の進展や、家族や親族が身近にいない高齢者に役立つ制度と既存の制度で賄いきれないニーズ、身元保証と財産管理などの学習を進めてきました。

今は亡き舟橋勝さんからは地域における支え合い事業の企画概要など具体的な提案もされ議論を重ねてきました。しかし、その時点では、事業へと進められず、2014年5月に「年を重ねても支え合い、安心した心豊かな老後を共有すること」を目的として「支え合う会ぴーぷる」としてスタートさせました。それから5年、会員の希望を一つずつ具体化してきました。普段の思いを語り合う茶話会、会員の体験や知見を聞く「満蒙開拓団の歴史」「墓じまい」「社会保険、年金、マイナンバーカードのこと」「エンディングノートを書く」「家庭で迎える終末医療のこと」「プラネタリウム見学会」「植物園の草・木・花の観察」「クリスマスを楽しむ」等々。会員はこの集まりで元気をもらいました。

この歩みを作ってきた「人と企画内容」をベースに新たな権利擁護支え合う ぴーぷるの活動を進めます。参加するみなが楽しく元気になれる活動とあわせ、生活支援、身元保証、金銭管理支援、安らぎ支援と支援を求める人の気持ちに寄り添い安心して生活できる支援事業を個別に契約し進めていきます。

詳細はぴーぷるの案内チラシをご覧ください。ぴーぷるの事務所は鶴舞総合法律事務所の隣です。

12月、発足後早速、昭和区、瑞穂区の福祉事務所、各区のいきいきセンターなどの公所を訪問し広報活動を始めました。

法律倶楽部の会員の皆様には、「一般社団法人 権利擁護 支え合うぴーぷる」にご支援いただけますよう心から願います。どうぞお力を貸してください。

年頭からお願いになってしまいました。コロナで越年し、息苦しい日常ですけれども皆様早寝早起き、三食きっちり食し、清潔に気を付けて自己免疫力を高め一緒に今を乗り越えていきましょう。

一般社団法人 権利擁護 支え合う ぴーぷる
理事長 水谷 暎子

【ぴーぶる茶話会のご案内】

*日時:2月13日(土)午前10時~12時

*場所:ぴーぶるセミナールーム(鶴舞総合法律事務所隣 4C室)



介護のこと、家族のこと、仕事のこと等おしゃべりします。

支え合うぴーぶるの活動に興味のある方のご参加をお待ちしています。個別の相談も可能です。

【2021年 セミナー案内】 場所:セミナールーム

※お申込みは1週間前までに事務所までお電話ください。先着順で定員になり次第 締切となります。
 ※コロナウイルスの関係で日程変更や開催中止となる場合があります。

憲法カフェ	いきいきフラワー教室	東山植物園散策ツアー
毎月・第4月曜日	毎月・第4木曜日	年3回
会員参加費*500円(お茶代)	会員参加費*2,000円 (花材料代含む・定員約10名)	会員参加費*500円 (別途入園料)
講師*弁護士 石塚 徹	講師*内山 早智子	案内人*武藤 雅江
(★内容は右下に記載)	(フラワー&グリーンアドバイザー、花甚・沙生)	※植物園入口に集合となります
【第1回】1月25日 午前10~12時	【第1回】1月28日 午前10~12時	【開催日】3/27(土)毎回10時 6/27(土) ~12時 11/20(土)

パソコン教室	子育てママの 知っておきたいセミナー
随時(個人・グループ)	不定期
会員参加費*人数や内容に よって異なります	会員参加費*500円 ♪お子様連れでもお気軽に
講師*柴田 民雄	講師*服部 哲雄
(PINパソコンクリニック)	(はっとり歯科クリニック院長)
お問合せください	【第1回】子どもの歯と食育 3月11日(木)午前10~12時

★『憲法カフェ』

安倍前首相が退任したが、自民党はあいかわらず「憲法改正」と言い続けている。国民民主党まで後追いし出した。でも、今なぜ「憲法改正」なのか、考える必要がある。

そこで、憲法カフェでは、「憲法って何?」「基本的人権って何?」というところから始め、皆さんの関心に沿って、だんだんと深く学んでいきたいと思います。

ちょっと一服



【わかるかな? 歴代著名人あだなクイズ】

※答えは9頁下にあります

- ①平成無責任男 変人
- ②フシュー(踏襲) ミゾユウ(未曾有) テイマイ(低迷)...
- ③女帝 みどりの狸
- ④イソジンヨシムラ
- ⑤雀土クロカワ
- ⑥政権投げ出し症候群 アホノマスク アベヨンしんちゃん
- ⑦ガースー(自称) スガーリン(強権、肅正人事)

【わかるかな? 歴代著名人あだなクイズ 解答】①小泉純一郎元首相②麻生太郎元首相③小池百合子東京都知事④岸田文夫元首相⑤安倍晋三元首相⑥菅義偉元首相⑦菅義偉元首相⑧菅義偉元首相⑨菅義偉元首相

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日(午前10時～12時),第4土曜日(午後1時～3時)

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約(受付時間 平日午前9時～午後6時)を

お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

★労働条件切り下げ、リストラ・解雇、差別、生活苦、虐待(DVD)、相続、離婚、コロナうつ、債務返済困難、廃業、倒産、治安不穏、犯罪、様々な問題が生じています。お困りのことがありましたらお気軽にご相談下さい。

★昨年、日程を延期した「法律倶楽部設立30周年ランチパーティ」、「夢の室堂(雪の大回廊)と憧れの黒部トロッコ列車 2泊3日バスツアー」企画は、残念ながら現状では日程を入れることはできません。一日も早く皆様とご一緒に楽しめる日が来ることを願っています。

低山歩こう会

コロナのため今年度の開催は未定です。

決まり次第お知らせします。

【セミナールームのご案内】

法律事務所と同じフロア4C室に、「一般社団法人権利擁護支え合うぴーぷる」が昨年末に設立(詳細は8頁)、法律事務所と共有でセミナールーム(定員20人程度の会議室2時間1000円)をオープンしました。

会員の皆様もぜひご利用ください。

詳細は事務局までお問い合わせください。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度(2020.6～2021.5)年会費が未納入の方には郵便局振込用紙を同封させていただきます。ご確認をお願いいたします。尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いいたします。

—— 事務局短信(新事務局紹介) ——

2019年10月から鶴舞総合法律事務所に入所した田中暁代です。1年たった今でも、初めての事務仕事に緊張感で一杯ですが、少しずつ成長していけるよう精一杯努めますので、よろしく願いいたします。たくさんの方々の関わりの中、より多くのことを学んでいきたいと思っております。

(事務局の平均年齢が一気に下がりました。植田、福田、岡田も皆さんと一緒に、頑張ります。表紙には、やわらかなところを長東さんに書いて頂きました。コロナ禍で心身ともに病んでいる今こそ、何事にも柔軟な心で臨むことが大切だと痛感しました)

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

新年の業務は

1月6日(水曜日)からです。



絵 武藤健吾さん